

令和 2 年 4 月 1 日から、 受動喫煙防止対策が義務付けられました。

飲食店を含む多くの人を利用する施設は、原則屋内禁煙です。

喫煙を認める場合は、喫煙室の設置が必要です。



受動喫煙の
ない社会を!

受動喫煙（他人の喫煙により、たばこの煙を吸い込むこと）の防止の推進を図るため、令和 2 年 4 月 1 日から、改正「健康増進法」が全面施行されました。

飲食店を管理する立場にある方（管理権原者等）は、受動喫煙を防ぐため、法律に基づき、適切に対応していただく必要があります。

- ◆ 通常の飲食店は、**A 店内禁煙**、**B 店内に喫煙室を設置** を選択できます。
- ◆ 令和 2 年 4 月 1 日現在で営業している既存の小規模な飲食店は、上記に加え、経過措置として **C 店内で喫煙可** を選択できます。
- ◆ **B**、**C** の場合は、標識の掲示が必要になるとともに、従業員も含め喫煙エリアへの 20 歳未満の方の立ち入りは禁止されます。

受動喫煙による健康への悪影響から利用者や従業員を守るため、

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

望まない受動喫煙を防止するため 新しいルールが作られました。

受動喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、
肺がん、虚血性心疾患、脳卒中などの発症との関連や、
乳幼児突然死症候群(SIDS)の危険性が高まることが明らかにされています。

受動喫煙を受けなければ 年間 15,000 人 が、

これらの疾患で**死亡することはなかった**と推計されています。

「望まない受動喫煙をなくす」

「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する」

「施設の類型・場所ごとに対策を実施する」

という3つの基本的な考え方を趣旨とし、健康増進法が改正されました。

法律により定められていること

■ 屋内は「原則禁煙」。

- ・「加熱式たばこ」の喫煙も含みます。
- ・「人の居住の用に供する場所（例：飲食店に併設された自宅部分）」は、法律の規制対象外です。

■ 喫煙が禁止されている場所への灰皿等の喫煙器具等を利用できる状態での 設置禁止。

■ 喫煙できる場所への、20歳未満の方の立入禁止。（お店の従業員も含む。）

■ 基準を満たす喫煙室を設置した場合、屋内での喫煙可能。

- ・設置できる喫煙室は、2ページ以降をご参照ください。
- ・喫煙室を設置した場合、**標識の掲示が必要**です。

※ 標識例は、厚生労働省特設サイト及び本市ホームページ（裏表紙に記載）からダウンロード
できます。

屋内において喫煙が可能となる各種喫煙室

改正法では、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。
 お店のタイプによって、設置できる喫煙室が異なります。

あなたのお店では、たばこの販売許可を得て、たばこの対面販売又は出張販売（自動販売機のみ販売は含まない）を行っていますか？

いいえ

はい

あなたのお店は、次の3つの要件をすべて満たしていますか？
 1) 令和2年4月1日現在で飲食店として営業している。
 2) 資本金又は出資の総額が5,000万円以下である。
 3) 客席面積が100㎡以下である。

あなたのお店は、次の2つの要件をすべて満たしていますか？
 1) 喫煙する場所を提供することを主な目的とする施設である（シガーバーなど）。
 2) 椅子、テーブル等の設備を設けて飲食させる営業（ご飯類、麺類、パン類などの通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行っている。

いいえ

いいえ

はい

はい

設置できる喫煙室：
①・②

設置できる喫煙室：①・②・③
 既存の経営規模の小さな飲食店
 （既存特定飲食提供施設）

設置できる喫煙室：④
 喫煙を主目的とするバー、スナック等
 （喫煙目的施設）

種類	① 喫煙専用室	② 指定たばこ専用喫煙室	③ 喫煙可能室	④ 喫煙目的室
内容	喫煙のみ可 （飲食等、喫煙以外の行為不可）	喫煙は「加熱式たばこ」に限定されるが、飲食をはじめとするサービス等を提供することが可能	喫煙に加え、飲食をはじめとするサービス等を提供することが可能 <u>所定の届出が必要</u>	喫煙に加え、飲食をはじめとするサービス等を提供することが可能
設置できる場所	屋内の 一部 （お店の全体を喫煙室とすることはできません。）		既存特定飲食提供施設の 屋内の 全部 又は 一部	喫煙目的施設の 屋内の 全部 又は 一部
参考	3ページ をご参照ください		4、5ページ をご参照ください	6ページ をご参照ください

①「喫煙専用室」・②「指定たばこ専用喫煙室」について

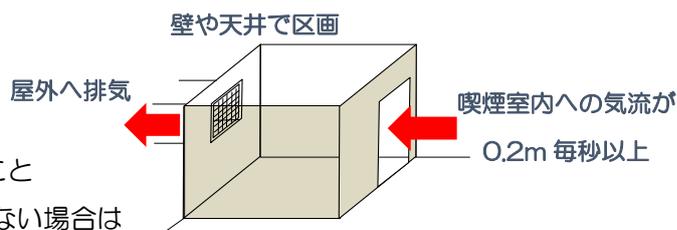
お店の一部に、「喫煙専用室」又は「指定たばこ専用喫煙室」を設けた場合、下記の4つのことを必ず守らなければなりません。

- (1) 「喫煙専用室」、「指定たばこ専用喫煙室」(喫煙できる場所)に、**20歳未満の方を立ち入らせないこと。**(従業員、ご家族連れを含みます。)
- (2) お店を利用する方に、**喫煙室が設けられていることがわかるよう**、お店の出入口及び「喫煙専用室」、「指定たばこ専用喫煙室」の出入口に**標識を掲示**すること。(喫煙室を廃止した時は、標識を除去すること。)

	① 喫煙専用室 を設置した場合		② 指定たばこ専用喫煙室 を設置した場合	
掲示場所	お店の 主な出入口	喫煙場所への 出入口	お店の 主な出入口	喫煙場所への 出入口
標識例	 喫煙専用室あり Designated smoking room available <small>「喫煙」には、加熱式たばこを含むことが含まれます。</small>	 喫煙専用室 Designated smoking room <small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを含むことが含まれます。</small>	 加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available	 加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room <small>20歳未満の方は立ち入れません。</small>
掲示する 内容	・店内に喫煙専用室 が設置されている旨	・喫煙をすることが できる場所である旨 ・20歳未満の方の立 ち入りが禁止されて いる旨	・店内に指定たばこ 専用喫煙室が設置さ れている旨	・加熱式たばこに限り 喫煙をすることがで きる場所である旨 ・20歳未満の方の立 ち入りが禁止されて いる旨

(3) 喫煙室からたばこの煙が流れ出ないようにするため、次のア～ウの3つの技術的基準を必ず満たさなければなりません。

- ア. 「喫煙専用室」、「指定たばこ専用喫煙室」の出入口において、**室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。**
- イ. **壁や天井によって区画されていること。** (イメージ)
- ウ. たばこの煙が、換気扇等により**屋外に排気されていること。**



※ 建築物の構造上、新たに配管工事を行うことが困難な場合等、上記を満たすことができない場合は経過措置制度があります。詳しくは厚生労働省特設サイト(裏表紙に記載)をご参照ください。

(4) 「指定たばこ専用喫煙室」を設置する場合は、ホームページや看板等で、お店の広告・宣伝を行う場合、「指定たばこ専用喫煙室」を設置している旨を明示しなければなりません。

③ 「喫煙可能室」について（既存の経営規模の小さな飲食店）

次の要件を全て満たす飲食店（既存特定飲食提供施設）は、経過措置として、「喫煙専用室」や「指定たばこ専用喫煙室」を設置することなく、屋内を喫煙可能とすることができます。

要件1（既存事業者）

：令和2年4月1日現在、営業している飲食店であること。

要件2（資本金）

：資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下であること。

（一の大規模会社が発行済株式の総数の2分の1以上を有する場合などを除く。）

要件3（面積）

：客席部分の床面積が100㎡以下であること。

（客席部分とは、客に飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。）

この経過措置により、喫煙可能とする場所のことを「喫煙可能室」といい、「喫煙可能室」を設置した場合は、次の6つのことを必ず守らなければなりません。

(1) 「喫煙可能室」（喫煙できる場所）に **20歳未満の方を立ち入らせないこと**。（従業員、ご家族連れを含みます。）

(2) **所定の届出書**により、店舗の名称及び所在地、店舗の管理権原者の氏名及び住所を、**本市に届け出ること**。

※ 法人の場合は、店舗の管理権原者の氏名及び住所に代わって、店舗の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の名前を届け出てください。

※ 届け出た内容に変更があった場合は、変更の事実を証明することができる書類を添えて、その旨を速やかに所定の届出書により届け出なければなりません。また、「喫煙可能室」を廃止にした場合も、その旨を速やかに所定の届出書により本市に届け出なければなりません。届出書は、本市ホームページ（裏表紙に記載）からダウンロードできます。

【所定の届出書】

所定届出書1号（旧所定届出書）

届出書番号

喫煙可能室設置届出書

令和 年 月 日

鹿児島市保健部長 印

届出者

所定届出書1号（旧所定届出書）を基に作成する届出書と異なる場合は下記のとおり記載してください。

記

届出者情報	(1) 氏名	氏名	〒	番	号	（電話）	—	—
	(2) 住所	〒	番	号	（電話）	—	—	—
	(3) 事業種別	業	種					
	(4) 営業開始日	年	月	日				
事業内容	(1) 事業内容							
	(2) 営業時間							
	(3) その他							
備考	(1) 備考							
	(2) 備考							

※ 備考欄は、記載しないこと。
※ 備考欄は、①～③は必ず記載すること。
※ 備考欄は、④～⑥は必ず記載すること。それ以外の場合は任意で記載すること。
※ 備考欄は、⑦～⑧は必ず記載すること。それ以外の場合は任意で記載すること。

※届出は、メールや郵送でも受け付けています。

《届出先》

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市保健部保健政策課健康づくり係

（電話）099-803-6861

（メール）kenkodukuri@city.kagoshima.lg.jp

(3) お店を利用する方にお店の喫煙状況がわかるよう、お店の出入口に標識を掲示すること。
 また、店内の一部を「喫煙可能室」とした場合は、「喫煙可能室」の出入口にも、当該場所が喫煙室であること、20歳未満の方は立ち入り禁止であることを、分かりやすく示すこと。

(喫煙室を廃止した時は、標識を除去しなければなりません。)

※ 本市では、届出の際希望のありましたお店に対して、「喫煙可能室」の標識を交付しております。ご希

	お店の 一部 を 喫煙可能室とした場合		お店の 全部 を 喫煙可能室とした場合
掲示場所	お店の主な出入口	喫煙場所への出入口	お店の主な出入口
標識例	 <p>喫煙可能室あり Smoking room available</p> <p><small>「喫煙」には、禁煙状況はご留意ください。</small></p>	 <p>喫煙可能室 Smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入りません。 「喫煙」には、禁煙状況はご留意ください。</small></p>	 <p>喫煙可能店 Smoking area</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入りません。 「喫煙」には、禁煙状況はご留意ください。</small></p>
掲示する 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・店内に喫煙可能室が設置されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙をすることができる場所である旨 ・20歳未満の方の立ち入りが禁止されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙をすることができる店舗である旨 ・20歳未満の方の立ち入りが禁止されている旨

(4) 次の基準を必ず満たすこと。

ア. お店の全部を「喫煙可能室」とする場合

- ・壁や天井等により、区画されていること。

イ. お店の一部を「喫煙可能室」とする場合

- ・「喫煙専用室」等と同じ技術的基準を満たすこと。※ 3ページ(3)をご参照ください。

(5) 「既存特定飲食提供施設」の要件を満たしていることを証明するため、下記の書類を備え、保存すること。

- ① 客席部分の床面積に係る資料(例:店舗図面等)
- ② 資本金の額又は出資の総額に係る書類(会社により営まれている場合に限る。例:資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等)

(6) ホームページや看板等で、お店の広告・宣伝を行うときは、「喫煙可能室」を設置していることを明示すること。

④ 「喫煙目的室」について（喫煙を主目的とするバー、スナック等）

次の2つの要件を満たす飲食店（喫煙目的施設）は、「喫煙目的室」を設置することができます。

- 要件1** たばこの販売許可を得て、たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしていること。
要件2 設備を設けて客に飲食させる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行うもの。

この条件を満たし、喫煙可能とする場所のことを「喫煙目的室」といい、「喫煙目的室」を設置した場合、次の5つのことを必ず守らなければなりません。

- (1) 「喫煙目的室」（喫煙できる場所）に、**20歳未満の方を立ち入らせないこと。**（従業員、ご家族連れを含みます。）
- (2) お店を利用する方に**お店の喫煙状況がわかるよう**、お店の出入口に**標識を掲示**すること。
 また、店内の一部を「喫煙目的室」とした場合は、「喫煙目的室」の出入口にも、**当該場所が喫煙室であること、20歳未満の方は立ち入り禁止であることを**、分かりやすく示すこと。（喫煙室を廃止した時は、標識を除去すること。）

	お店の一部を 喫煙目的室とした場合		お店の全部を 喫煙目的室とした場合
掲示場所	お店の主な出入口	喫煙場所への出入口	お店の主な出入口
標識例	 <p>喫煙目的室あり Smoking room available</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこも指すことがあります。</small></p>	 <p>喫煙目的室 Smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入りません。 「喫煙」には、加熱式たばこも指すことがあります。</small></p>	 <p>喫煙目的店 Smoking area</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入りません。 「喫煙」には、加熱式たばこも指すことがあります。</small></p>
掲示する内容	<ul style="list-style-type: none"> ・店内に喫煙目的室が設置されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙をすることができる場所である旨 ・20歳未満の方の立ち入りが禁止されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙をすることができる店舗である旨 ・20歳未満の方の立ち入りが禁止されている旨

- (3) 次の**基準を必ず満たすこと。**
- ア. お店の全部を「喫煙目的室」とする場合
- ・壁や天井等により、区画されていること。
- イ. お店の一部を「喫煙目的室」とする場合
- ・「喫煙専用室」等と同じ技術的基準を満たすこと。 ※ 3ページ(3)をご参照ください。
- (4) 「喫煙目的施設」の要件を満たしていることを証明するため、**たばこ事業法第22条第1項または第26条第1項の許可に関する情報の帳簿を備え、保存すること。**
- (5) ホームページや看板等で、お店の広告・宣伝を行うときは、「喫煙目的室」を設置していることを明示すること。

違反時には、

指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

- ◆ 違反時には、法律に基づき、立ち入り検査、助言や指導、勧告や命令等を行う場合があります。また、改善が見られない場合、罰則の適用（過料）が課せられることがあります。違反が明らかになり、指導された場合には、必ずこの内容に従い、改めるようにしてください。

国等による各種財政・税制支援等について

- ◆ 国等によって、事業主の方に対して、受動喫煙防止対策を行う際の支援として各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や、測定機器の貸出も行われています。
- ◆ 詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

厚生労働省ホームページ



「職場における受動喫煙防止対策について > 受動喫煙防止対策に関する各種支援事業」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html#02



全国生活衛生営業指導センターホームページ（生活衛生関係営業事業主への補助制度）

<http://www.seiei.or.jp/smoking/index.html>

屋外に喫煙場所を設置する際の配慮義務

屋外の喫煙場所設置に関する規制は法律では設けられていないため、屋外の敷地に喫煙場所を設置することは可能です。しかしながら、管理権原者には、屋内外を問わず「喫煙場所を設置するときには、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮すること」が法律で義務付けられています。屋外に喫煙場所を設置する際は、周囲に人が集まる場所ではないか、喫煙場所の上に窓や換気扇がないか等、ご配慮くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先

- ◆ 鹿児島市保健部保健政策課
TEL：099-803-6861
受動喫煙対策ホームページ

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/hokenjo/kenkodukuri/kenko/kenkozukuri/tabako/tabako.html>



- ◆ 厚生労働省
特設サイト「なくそう！望まない受動喫煙。」

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

